

# 特別徴収税額通知書の 電子データ受け取りの注意点

税理士法人ハガックス

税理士・中小企業診断士・ITコーディネータ 芳賀保則

# 0. 住民税について

- 住民税は、前年(1月1日から12月31日)の所得に対して課税
- たとえば、令和6年度の住民税は、令和5年分(令和5年1月1日から令和5年12月31日)の所得に対しての課税。
- 住民税は、1月1日にお住まいの市区町村で課税されます。
- 所得税は「年分」、住民税は「年度」。所得税では「令和5年分」となりますが、住民税では「令和6年度」ということとなります。
- 所得税では「申告納税方式」がとられていますが、住民税は、「賦課課税方式」となります。給与支払報告書や、所得税の確定申告書、住民税の申告書などの情報を元に、市区町村が賦課決定し、5月末までに住民に通知します。
- 個人住民税の「特別徴収」とは、会社が従業員(納税義務者)に代わり、毎月の給与から個人住民税を天引きし、納入する制度。
- 普通徴収の場合は、住民税決定通知書は、市区町村から住民に直接送付されます。
- 特別徴収による場合は特別徴収税額通知書が会社に送られ、会社が従業員に配布します。

# 1. 電子データ受け取りの概要

市区町村から5月末に届く「特別徴収税額通知書」について、

- 納税義務者用【＝従業員配布用】については、「電子データをeLTAXで受け取る」か「書面で受け取る」か、選択できるようになります。
- 特別徴収義務者用【＝会社用】については、①電子データ、②書面のいずれかの受け取りのみ選択できることとなります。（両方とも受け取る方式が廃止）

1月末に給与支払報告書をeLTAXで送付する際に、選択して頂く必要があります。

# eLTAX 選択画面イメージ(開発中)

特別徴収税額通知受取情報	
特別徴収義務者用	<b>必須</b> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="radio"/> 正本の電子データをeLTAXで受け取る (正本のみ)</li><li><input type="radio"/> 正本の書面を郵送で受け取る (正本のみ)</li><li><input type="radio"/> 正本の書面を郵送で受け取り、副本の電子データをeLTAXで受け取る ※令和4年分以前の給与支払報告書で選択できます。</li></ul>
納税義務者用	<b>必須</b> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="radio"/> 電子データをeLTAXで受け取る</li><li><input type="radio"/> 書面を郵送で受け取る</li></ul>



# 3. 特別徴収税額通知(納税義務者用)とは

【5月末】

- ・各種所得や控除情報が載っている秘匿性の高い通知書
- ・従業員への配布用に会社あてに届くもの。
- ・圧着式やシール式とされており、会社担当者や他の従業員に見られないよう配慮
- ・5月末までに市区町村から届き、会社は5月末までに従業員に配布する義務がある。
- ・住民税が賦課決定されたことの通知であり、従業員が不服申し立てをするなど機会でもあり、あるいは金融機関等での所得証明に使われることもある。

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	農林業 所得	不動産 所得	配当 所得	雑所得	課税 標準	総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 先物取引
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障害・寡 者 配偶者 特別 養 基礎	控 老 特 同 老 人	扶養 親 族 該 当 区 分	本 人 該 当 区 分	納 税 義 務 者 の 種 別	納 税 義 務 者 の 種 別	納 税 義 務 者 の 種 別
(摘要)								

市町村民税	税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦	道府県民税	税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦	特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪	納付額	6月分 7月分 8月分	9月分 10月分 11月分	12月分 1月分 2月分	3月分 4月分 5月分
額	差引納付額(⑪-⑩-⑨) 変更前税額⑫ 増減額(⑧-⑫) 変更月	納付額	6月分 7月分 8月分	9月分 10月分 11月分	12月分 1月分 2月分	3月分 4月分 5月分	問合せ先		

受給者番号 氏名 指定番号  
住所 宛名番号

あなたの特徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第23条の4(第23条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市(町・村)長に対して異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める場合は、前記の異議申立てに係る決定を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(町・村)長を相手として(市(町・村)長が被告の代表者となります。)異議申立てをすることができます。なお、処分取消しの場合は、前記の異議申立てに対する決定を相手側でなければ提起することができないこととなります。⑧異議申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、⑨処分、処分が執行又は手続上の執行より生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、⑩その賦課決定を執行しないことにつき正当な理由があるときは、決定を執行しない処分を提起することができます。

平成 年 月 日 市町村民 氏 名 印

納税義務者用【=従業員用】

# 4. 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)とは

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)

課税市町村名

地方税法第44条及び第45条の4(第4号のイ)第1項及び同条のイの2の規定により、平成 年度給与所得等に係る市町村民税及び道府県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したものと通知します。

月	特別徴収税額	源泉徴収税額	合計
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
変更月			

市町村民税 特別徴収税額

道府県民税 特別徴収税額

源泉徴収税額

合計

特別徴収義務者名

備考 1 市町村は、この通知に不備がある場合における教訓の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。  
2 地方税法第42条の3の2に規定する納期の特例の適用がある場合には、その旨を備考欄に記載すること。  
3 受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。また、市町村コードは、「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード(昭和45年行政庁令第44号)」の該当コードを記載すること。  
4 市町村は、変更となった理由を備考欄に記載すること。

## 【5月末】

・従業員ごとの税額一覧であり、6月から翌年5月までに徴収すべき特別徴収税額の記載がある一覧

・従業員の給与計算に用いる。

・これまでは、

①電子データでの受け取り

②書面での受け取り

③書面(正本)+電子データ(副本)

での受け取りの3種類から選択可能

納付額	6月分		10月分		2月分	
	7月分		11月分		3月分	
	8月分		12月分		4月分	
	9月分		1月分		5月分	
	変更月	月				

特別徴収義務者用【=従業員用】

# 5. 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用) の変更点

- ・「電子データ(副本)と紙(正本)」での受取はできなくなります。
- ・「電子データ(正本)」又は「紙(正本)」どちらかでの受取になります。

## 現在

- ① 紙(正本)を郵送で受け取る
- ② 電子データ(正本)をeLTAXで受け取る
- ③ 紙(正本)を郵送で受取、電子データ(副本)をeLTAXで受け取る

## 令和6年度から①②のいずれかを選択

- ① 紙(正本)を郵送で受け取る
- ② 電子データ(正本)をeLTAXで受け取る

現在ハガックスでは③の併用方式を活用し、

- ・紙(正本)は会社担当で受け取り
- ・電子データについては弊社から直接eLTAXを確認し、給与計算代行等に用いていました。

今後、①紙(正本)とする場合は、郵送で会社が受け取った資料を、弊社に転送頂くか、

②電子データ(正本)とした場合は、会社・弊社のそれぞれでデータ閲覧することとなります。

・1月末に給与支払報告書をeLTAXで送付する際に、どちらの方式で受け取りするか選択して頂く必要があります。

## 6. 特別徴収税額通知（納税義務者用） の変更点

- ・電子データでの受取を選択できるようになります。
- ・電子データでの受取のためには、従業員に電子的に配布するための体制が必要です。

現在

- ① 紙（正本）を郵送で受け取る

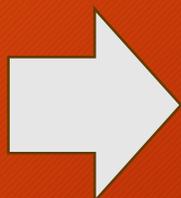
令和6年度から①②のいずれかを選択

- ① 紙（正本）を郵送で受け取る
- NEW** ② 電子データ（正本）をeLTAXで受け取る

・これまでには市区町村から会社宛てに郵送で届いていました。

・それぞれの市区町村から様々な様式で届いていました。

・圧着式やシール式とされるなど、他の従業員から見られないように配布する必要がありました。



・電子データでの受け取りが新設されます。テレワーク等を進める会社では便利だが、従業員それぞれへ電子配布するための整備が必要

・1月末に給与支払報告書をeLTAXで送付する際に、どちらの方式で受け取りするか選択して頂く必要があります。

# 7. 特別徴収税額通知（納税義務者用） の電子データ受け取りの際の注意点

**Q** 電子データでの受取は、義務ですか？

**A** 電子データでの受取は義務ではありません。給与支払報告書を提出する際に、電子データでの受取を希望した場合は、電子データでの受取が可能となります。

**Q** 電子データでの受取の申出は、いつ、どのようにすれば良いですか？

**A** eLTAXを通じて給与支払報告書を提出する際に、受取方法を選択します。

**Q** 受取方法は従業員毎に電子データか書面かを選択できますか？

**A** 従業員毎に受取方法を選択することはできません。一律に受取方法を選択する必要があります。

**Q** 電子データはどうやって従業員に配布すれば良いですか？

**A** 原則として、電子的な方法で配信していただきます。具体的には、社内システムやメールでの配布が考えられます。

**Q** 工場勤務者など社内システムやメールでの配布が難しい従業員がいる場合は、どうすれば良いですか？

**A** 媒体(USBメモリ等)での配布や、従業員に代わって給与事務担当者等が印刷して配布する方法が可能とされています。

**Q** 従業員に代わって給与事務担当者等が通知書を印刷すると、内容を閲覧することになりますが問題ないですか？

**A** 従業員の通知書記載情報を本人に代位して取り扱うこととなりますので、本人の同意を得た上で通知書のパスワードを取得、パスワード付ZIPファイルを復号の上、PDFファイルを印刷し、印刷物が第三者に閲覧されないように適切に封入、封緘するなどの秘匿措置を取っていただくことが必要になるものと考えられます。

## 8. 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データ受け取りの際の注意点2

- ・従業員ごとに「受給者番号」が必須入力となります。
- ・従業員(会社の定めた受給者番号)ごとに以下の2つのファイルがeLTAXに格納されます。
- ・会社の担当者がダウンロードし、誤りのないように各従業員に個別に配布する必要があります。

①電子データ(正本): 通知書のPDFが格納されたパスワード付きZIP圧縮ファイル

②パスワード取得URLファイル: 従業員の氏名及びパスワード取得のためのリンクが記載されたPDFファイル(このリンク先でパスワード取得履歴が表示され、不正な閲覧を防ぐ設計がされています。)

●ZIPファイル

	受給者番号 12345	受給者番号 22222	受給者番号 33333	...
電子データ (正本)				...
パスワード取得 URLファイル				...

# 9. 特別徴収税額通知（納税義務者用） の電子データ受け取りの際の従業員の注意点

発行年月日：令和 6年 5月 9日

**eLTAX**  
地方税ポータルシステム

## 個人住民税の特別徴収税額通知書のパスワード確認方法のご案内

このご案内とは別に、PDFデータの税額通知書(パスワード付きのZIPファイル)をお届けしています。PDFデータの税額通知書には、あなたの所得、所得控除、税額等の詳細及び税額の計算方法、税率、不服申し立ての方法等の情報が記載されています。  
ZIPファイルを開き税額通知書を確認するためには、パスワードの入力が必要です。「eLTAX 特徴税通パスワード確認サイト」にアクセスして、パスワードを入力してください。

**事前の確認のお願い**

- あなたの氏名が記載されているか、ご確認ください。
- 別人の氏名が記載されている場合「eLTAX 特徴税通パスワード確認サイト」にはアクセスしないでください。また、速やかにこのご案内の配布元へご連絡ください。

●氏名  
姓 〇〇 〇〇  
地方税 七郎

●eLTAX 特徴税通パスワード確認サイトURL  
<https://www.kakunin.eltax.lta.go.jp/first/>



※本書（eLTAX 特徴税通パスワード確認サイトURL）は、あなたのお勤め先から配布されます。それ以外で配布されることはありません。  
※eLTAX 特徴税通パスワード確認サイトへのアクセス履歴は記録されます。  
※eLTAX 特徴税通パスワード確認サイトで取得できるのはパスワードのみです。  
※パスワード取得可能期間は発行年月日から1年間です。

eLTAX 特徴税通パスワード確認サイトの利用方法は、こちらからご確認ください。  
<https://www.kakunin.eltax.lta.go.jp/first/>

04100-234567890123-A123-a

また①②を受け取った従業員については、

まず、②パスワード取得URLファイル(左)に記載のURLより、パスワードを確認しますが、この際、会社の担当者の配布誤りがあるかどうか、氏名を確認する必要があります。

次に、パスワードを入力し、ZIPファイルを解凍し 通知書PDFを入手します。

参考：パスワード確認サイトの操作方法の動画youtubeリンク  
「eLTAX特徴税通パスワード確認サイト ご利用の流れ」

【URL】<https://youtu.be/V8XP2Q4-amw>

# 10. 特別徴収税額通知（納税義務者用） の電子データ受け取りの際の従業員の注意点2

- ・ZIPファイルは暗号強度の高いAES256方式の暗号で圧縮されており、Windows標準のエクスプローラーでは開けません。
- ・通知書では「IPAmj明朝フォント」が使われる予定ですが、人名等によっては文字化けの可能性があるとあります。

その他の注意点について、詳細はeLTAXの特設サイトをご確認ください。

**特設ページ【URL】**

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036>

令和5年11月30日

## 通知書ファイル（ZIPファイル）の解凍ソフトについて

通知書ファイル（ZIPファイル）はAES-256形式で暗号化しています。  
令和5年10月23日時点において、Windows標準のエクスプローラーではAES-256形式で暗号化されたZIPファイルは解凍できません。対応する解凍ソフトを利用してください。  
また、ファイル名の文字コードはUTF-8となります。未対応のソフトは解凍後にファイル名が文字化けする可能性があります。以下の動作環境、解凍ソフトで解凍可能なことを確認しています。

### ● 動作環境

環境	オペレーティングシステム (OS)
パソコン	Windows 11 (22H2)
	Windows 10 (22H2)
	macOS 14
	macOS 13
スマートフォン	macOS 12
	iOS 16
	iOS 15
	Android 13
	Android 12
	Android 11

### ● 解凍可能であることを確認したZIP解凍ソフト

オペレーティングシステム (OS)	ZIP解凍ソフト	バージョン	備考
Windows	CubeICE	3.1.0	
	WinRAR	6.24.0	有償
	7-zip	23.01 (2023-06-20) for Windows	
Android	WinZip	6.7.1	一部有償
	ZArchiver	1.0.6	
iOS	ファイル (iOS13以降は標準機能で解凍可能)		
macOS	Finder		



なお、サンプルデータをCubeICE(フリーソフト)を使って解凍してみましたが、無事 特別徴収税額通知書を確認することができました。

氏名	地方税 七郎	住所	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇丁目2番3-101号		
受給者番号	A123-a	指定番号	234567890123	宛名番号	0001

あなたの特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日から起算して3ヶ月以内に(市・区・町・村)長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求め、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に(市・区・町・村)を被告として(市・区・町・村)長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分、処分執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときは、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことによる正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

〇〇市長 □□ □□

所得	給与収入	6200000	主たる給与以外の合算所得区分	営業等 *	
	給与所得(所得金額調整控除後)	4520000		農業	
	その他の所得計	3000000		不動産	
	総所得金額①	4820000		利子	
				配当	

所得控除	雑損	0	障害・寡・ひ・動	2600000	特定	0	未成年者	
	医療費	0	配偶者	3300000	同老	0	特障	
	社会保険料	9000000	配偶者特別	0	老人	0	他障	*
	小規模企業共済	0	扶養	0	16歳未満	2	寡婦	
	生命保険料	560000	基礎	4300000	その他	0	ひとり親	
	地震保険料	100000	所得控除合計②	19860000	同障	0	勤労学生	
					特障	0	控配	*
					他障	0	老配	
							繰越損失	

市区町村	税額控除前所得割額④	226700	特別徴収税額③	285800
	税額控除額⑤	2000	控除不足額⑩	
	所得割額⑥	224700	既充当・既委託納付額⑪	
都道府県	均等割額⑦	3000	既納付額⑫	
	税額控除前所得割額④	56600	差引納付額⑬	285800
	税額控除額⑤	500	(⑨-⑫-⑬)	
森林環境税	所得割額⑥	56100	変更前税額⑭	
	均等割額⑦	1000	増減額(⑨-⑬)	
	森林環境税額⑧	1000	変更月	月

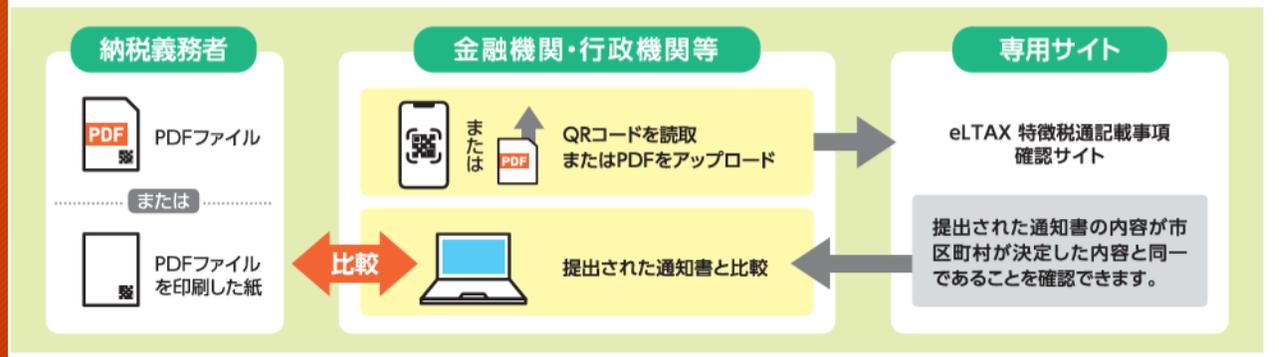
(摘要)

問合せ先 〇〇市◇◇係 TEL(99)2345-9999



電子受け取り通知の利点の一つとして、所得証明として用いるなどの場合は、通知書記載のQRコード(又はPDFアップロード方式もあり)を読むと、eLTAXの専用サイト「特別徴収税額記載事項確認サイト」により、通知書の真正性を確認できます。主に金融機関向けということになります。

QRコードで、市区町村から通知された内容と同一であることを確認することができます。



- ・eLTAX 特徴税通記載事項確認サイト ご利用の流れ  
【URL】<https://youtu.be/NYXm7RigOUY>
- ・eLTAX 特徴税通記載事項確認サイト ご利用の流れ(通知書PDF ファイルアップロード版)  
【URL】[https://youtu.be/9ckSY9\\_C9gw](https://youtu.be/9ckSY9_C9gw)

# 参考情報リンク

個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)電子化に係る特別徴収義務者向け  
特設ページ

【URL】<https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036>

- ・当該特設ページから各種リーフレット等が掲載されています。
- ・またサンプルデータ及びその注意事項が掲載されておりますので、併せてご参照ください。

# 最後に：選択方法を決定ください。

種類	受け取り方法
納税義務者用 【＝従業員用】	<ul style="list-style-type: none"><li>○電子データをeLTAXで受け取る</li><li>○書面を郵送で受け取る【従来方法】</li></ul>
特別徴収義務者用 【＝会社用】	<ul style="list-style-type: none"><li>○正本の電子データをeLTAXで受け取る</li><li>○正本の書面を郵送で受け取る【従来方法】</li></ul> <p>* 併用はできなくなりました</p>

選択期限： 1月末に給与支払報告書を送付するまで

## お問い合わせ先

日本の経営者にもう一つの力を



Web : [www.hagax.com](http://www.hagax.com)  
電話 : 03-3476-1381  
メール : [info@hagax.com](mailto:info@hagax.com)



▷ 渋谷事務所（本店） Shibuya Head office  
渋谷区桜丘町28番6号 芳賀ビル 1F・2F

<主要設備・状況>

- 座席17名、在籍17名
- セミナールーム12名（ホワイトボード、モニター）
- お客様駐車場あり

▷ 秋葉原事務所 Akihabara Office  
千代田区神田富山町7番  
BIZSMART神田富山町 506号

<主要設備・状況>

- 座席3名、在籍2名
- レンタル会議室あり